

個人情報保護に関する覚書（案）

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 宮城 淳（以下、「甲」という。）と
（以下、「乙」という。）は、甲乙間で令和 年 月 日に締結した高等学校奨学金貸与事業の未収金回収業務委託の基本契約第17条第4項の規定に基づき、以下のとおり個人情報保護に関する覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他記述、または個人別に付けられた番号、記号その他符号、画像若しくは音声によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む）をいう。

（基本事項）

第2条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、委託業務を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団個人情報管理規程」、「債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン」をはじめとする関係法令等を遵守することとする。

（収集の制限、正確性の確保）

第3条 乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。また、収集した個人情報は、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（個人情報の開示）

第4条 個人情報は、以下のいずれかの方法により甲から乙に開示されるものとする。

- (1) 書面その他の有体物（電子情報が記録されている媒体を含む。）による提供。
- (2) 口頭または視覚的手段による伝達等の有体物に化体しない状態での提供。

（目的外利用・提供の禁止）

第5条 乙は、甲から提供された個人情報を委託業務以外の目的で利用し、または第三者に提供してはならない。

(複写または複製の制限)

第6条 乙は、事前に甲の承諾を得ることなく、甲から提供された個人情報の全部または一部の複写または複製を行ってはならない。

(安全管理措置)

第7条 乙は、個人情報への不正アクセスまたは個人情報の紛失、滅失、破壊、改ざん、漏えい等の危機に対して、個人情報を知る必要のあるアクセス者以外の者が参照、入力、出力、複写、複製、編集等の利用ができないよう対策を講じなければならない。

(検査)

第8条 甲は、委託業務における個人情報の利用・管理状況について随時、乙から報告を求めることができる。また、必要に応じて、乙の事務所等に立入検査できるものとする。

(苦情の処理)

第9条 乙は、個人情報の取り扱いについて、債務者等及びその関係者から問い合わせ、クレーム等を受けた場合、責任をもってその適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故等の報告、損害賠償)

第10条 乙は、本覚書に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知った場合は、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。本覚書の違反により発生した経費（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙が負担するものとする。

(個人情報の返還、廃棄)

第11条 乙は、委託業務が終了した場合または甲が指示した場合は、直ちに、甲から提供され、または自ら収集し、若しくは作成した個人情報を、返還または引き渡すものとし、この授受について書面で取り交わすものとする。

また、個人情報を出力した媒体または複製物がある場合は、債権管理回収に関する特別措置法施行規則第15条第2項に規定される保存期間経過後に、再生または読み取り不可能な措置を講じた上でこれらを廃棄または消去し、その旨を甲に報告する。ただし、甲が別に指示したときは、それに従うものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、甲が承諾した場合を除き、基本契約による個人情報取扱業務については自ら行い、第三者にその取り扱いを委託してはならない。

(定めなき事項)

第13条 本覚書に定めなき事項については、基本契約によるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自がその1通を所持する。

令和6年4月1日

甲 宜野湾市伊佐3丁目4番1号 第5タテルマンビル3階
公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団
理 事 長 宮 城 淳

乙